

## 芦屋市スポーツ推進協働事業におけるユナイテッドスタジアム芦屋活用規約

### (趣旨)

第1条 この要領は、芦屋市のスポーツ推進を図るために、特定非営利活動法人芦屋市体育協会(以下「協会」という。)が所有・管理運営するユナイテッドスタジアム芦屋(以下「施設」という。)を拠点とし、芦屋市と協会の協働事業を行う際に必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 協働事業の目的は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高齢者の健康増進を図る
- (2) 障がい者スポーツの啓発
- (3) 小中高生の体力向上
- (4) 地域スポーツクラブ(スポーツクラブ21ひょうご芦屋)の活動支援

### (利用申請者)

第3条 協働事業としての施設利用の申請は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 芦屋市民で60歳以上高齢者(芦屋市老人クラブ加入者)
- (2) 芦屋市民で障害者手帳をお持ちの方
- (3) 芦屋市内の小中高生
- (4) 芦屋市のスポーツクラブ21ひょうご芦屋で活動しているスポーツ部
- (5) その他、協会が特に認めたもの

### (利用の範囲)

第4条 前条の利用者が、施設を利用できる時間は、別表のとおりとする。

### (利用手続)

第5条 施設を利用する者は、次の手続を経るものとする。

- (1) 利用しようとするものは、所定の用紙に氏名等の登録をするものとする。
- (2) 登録した利用者は、利用日の2週間前までにメールにて、利用日、利用時間の申請を行うものとし、受付開始は、利用日の4週間前からとする。ただし、利用者が1度に申請できる日数及び時間数は1週間に3日、1日に2時間までとする。
- (3) 第3条第1項の規定に基づき登録申請する場合、利用登録書の提出と60歳以上の証明書を提示すること
- (4) 第3条第2項の規定に基づき利用申請する場合、利用登録書の提出と障害者手帳を提示すること
- (5) 第3条第3項の規定に基づき利用申請する場合、利用登録書に保護者、もしくは、学校の指導者の氏名、住所、学校名を必ず記載し、提出すること
- (6) 第3条第4項の規定に基づき利用申請する場合、利用登録書にスポーツクラブに代表者の許可を得て、代表者名を必ず記載し、提出すること

(7) 施設の利用が可能となった利用者は、芦屋公園庭球場事務所で施設の鍵を受け取り、利用を終えた場合、もしくは、中止した場合は、運営する協会の指示に従い、速やかに鍵を返却しなければならない。

(利用内容の変更及び中止)

第6条 施設の利用を許可された者が、利用を中止する場合は、速やかに管理運営者（協会）に連絡するものとする。ただし、天候等により利用が不可能な場合は、管理運営者（協会）から利用者に連絡を行うものとする。

(利用上の遵守事項)

第7条 施設を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的及び時間、場所を遵守すること。
- (2) 他の者に転貸をしないこと。
- (3) 騒音等、他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 施設内の設備、備品等の取扱方法を遵守し、破損、紛失した場合は、届出ること。
- (5) 利用後は、点検、清掃、原状回復等の必要な措置を行うこと。
- (6) 施設において定める使用心得等を遵守すること。
- (7) スクール等の収益事業に利用しないこと。
- (8) 駐車場については、海浜公園水泳プール（有料）を利用すること。
- (9) 海浜公園プール施設内のトイレを利用すること。
- (10) 利用者は、スポーツ安全保険等の傷害保険に加入していること。

(利用許可の取消及び中止)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、利用許可を取消し、または使用を中止させることがある。

- (1) 利用者が、この規約に違反した場合
- (2) 登録申請書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 管理運営者の指示に従わなかった場合
- (4) 利用する予定もないにも関わらず、受付を行い、キャンセルした場合

2 前項の規定により、施設の使用を取り消された者は、以後の使用を許可しないことがある。なお、前項4号については、違約金が発生する。

(利用料金)

第9条 利用料金については、当面、無料とする。

(損害の賠償)

第10条 利用者は、故意または重大な過失によって施設の設備及び備品を滅失、損傷または汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第11条 施設利用に関する統括事務は、協会において行う。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、施設の利用について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

※第5条(1)に基づく登録書の提出先

〒659-0072

兵庫県芦屋市川西町15番3号 芦屋市立体育館・青少年センター内  
特定非営利活動法人芦屋市体育協会 宛

\*芦屋市立体育館・青少年センター北側 特定非営利活動法人芦屋市体育協会  
専用郵便受けへの直接投函も可

別表（第4条関係）利用の範囲

	日	月	火	水	木	金	土
9:00～		月-1		水-1	木-1	金-1	土-1
10:00～		月-2		水-2	木-2	金-2	土-2
11:00		月-3		水-3	木-3	金-3	土-3
12:00		月-4		水-4	木-4	金-4	土-4
13:00		月-5	火-1	水-5	木-5	金-5	
14:00		月-6	火-2	水-6	木-6	金-6	
15:00		月-7	火-3	水-7	木-7		
16:00			火-4	水-8	木-8	金-7	
17:00				水-9	木-9		
18:00～20:00							

高齢者テニス教室等  
障がい者スポーツの啓発  
小中高生対象テニス教室等  
地域スポーツクラブの拡充  
子ども居場所づくり事業

別表（第5条関係）利用登録書

芦屋市スポーツ推進事業  
ユナイテッドスタジアム芦屋活用登録申請書

私は、ユナイテッドスタジアム芦屋活用規約に同意し、下記のとおり申請します。

申請日	年 月 日		
よみがな氏名		年齢	満 歳
住所	〒		
電話番号※			
メール	*アドレス未記入の場合はご登録いただけません		
添付書類	<input type="checkbox"/> 年齢が確認できる公的証明書 <input type="checkbox"/> 障がい者手帳、療育手帳の写し		
要件申告	<input type="checkbox"/> スポーツ安全保険に加入している <input type="checkbox"/> ( ) 老人クラブに所属している *高齢者枠の方のみ		

◆ 青少年利用の場合は、必ずご記入・ご捺印ください。

責任者	顧問・保護者・その他( )		
よみがな氏名		印	年齢 満 歳
住所	〒		
電話番号			
メール	*アドレス未記入の場合はご登録いただけません		

◆ スポーツクラブ21 ひょうご芦屋で活動されている団体は、以下に必ずご記入・ご捺印ください。

スポーツクラブ名 (スポーツクラブ21 芦屋)	代表者名
	印

----- 事務処理欄 (以下には記入しないでください) -----

■ 受理日 年 月 日  
 ■ 要件確認  済み  未確認書類あり ( )